

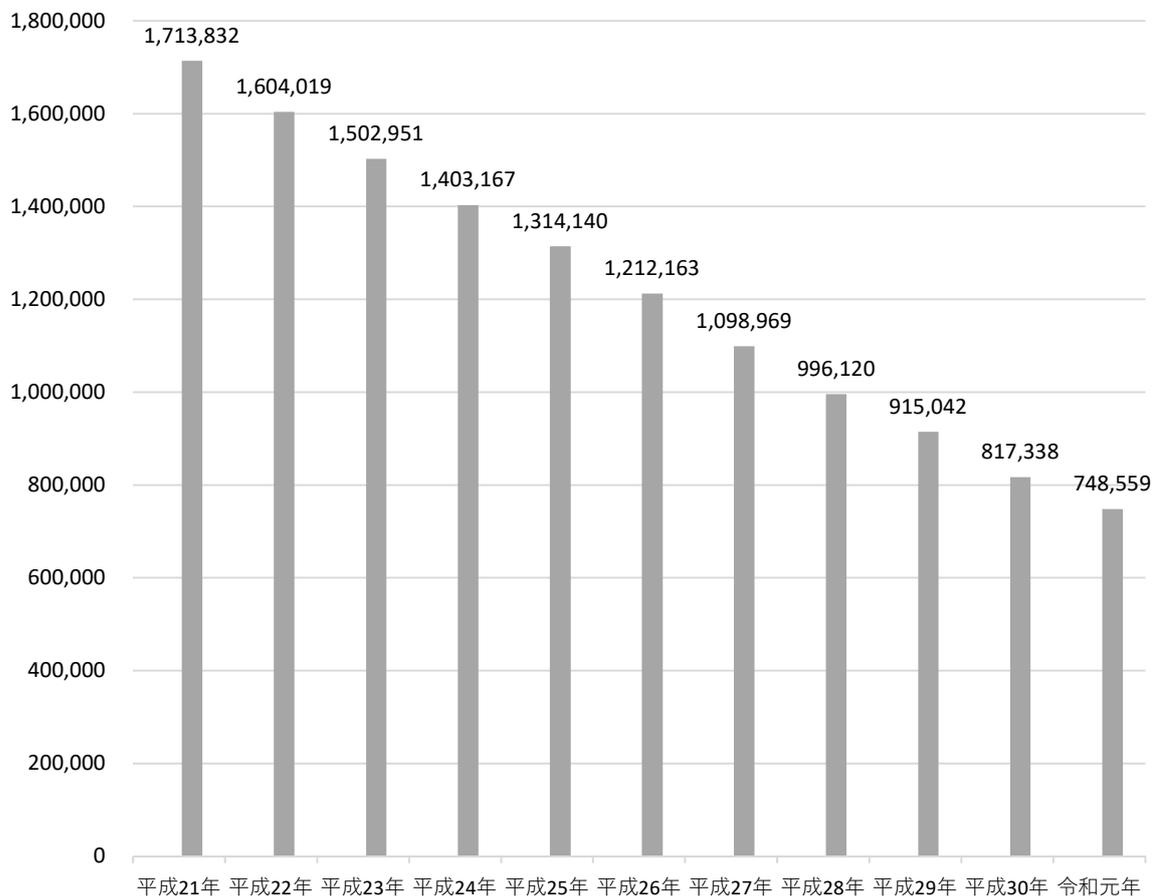
## 統計資料 ②

第1表…刑法犯認知件数

第2表…通常第一審における勾留状発付人員・保釈許可人員・  
保釈率

第3表…通常第一審における保釈取消人員

## 刑法犯認知件数



※ 配布資料4・第1表に令和元年の数値を追加したもの

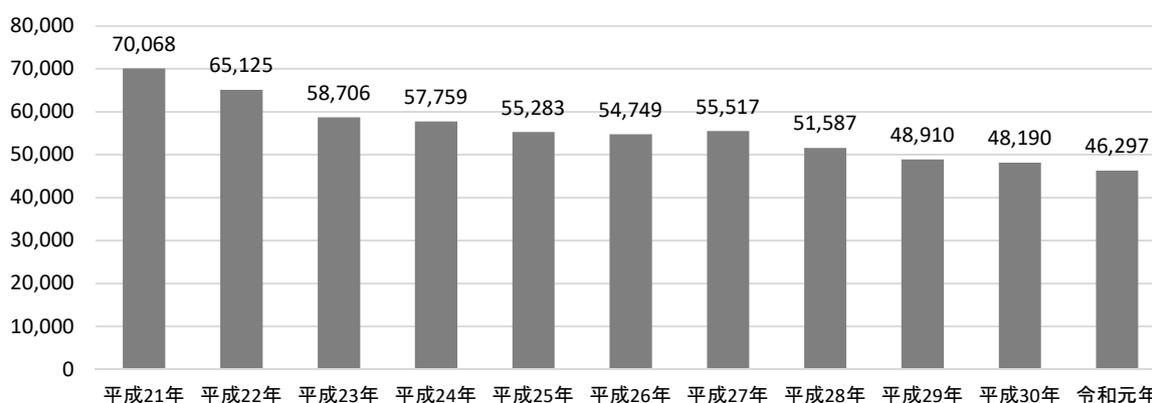
※ 警察庁の統計に基づき、法務省刑事局が作成

※ 刑法犯は、道路上の交通事故に係る危険運転致死傷（自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（以下「自動車運転死傷行為処罰法」という。）による改正前の刑法第208条の2の危険運転致死傷をいう。）、業務上（重）過失致死傷及び自動車運転過失致死傷（自動車運転死傷行為処罰法による改正前の刑法第211条第2項の自動車運転過失致死傷をいう。）を除いた刑法に規定する罪並びに爆発物取締罰則、決闘罪二関スル件、暴力行為等処罰二関スル法律、盗犯等ノ防止及処分二関スル法律、航空機の強取等の処罰に関する法律、火炎びんの使用等の処罰に関する法律、航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律、人質による強要行為等の処罰に関する法律、流通食品への毒物の混入等の防止等に関する特別措置法、サリン等による人身被害の防止に関する法律、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律、公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律及び公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金等の提供等の処罰に関する法律に規定する罪をいう。

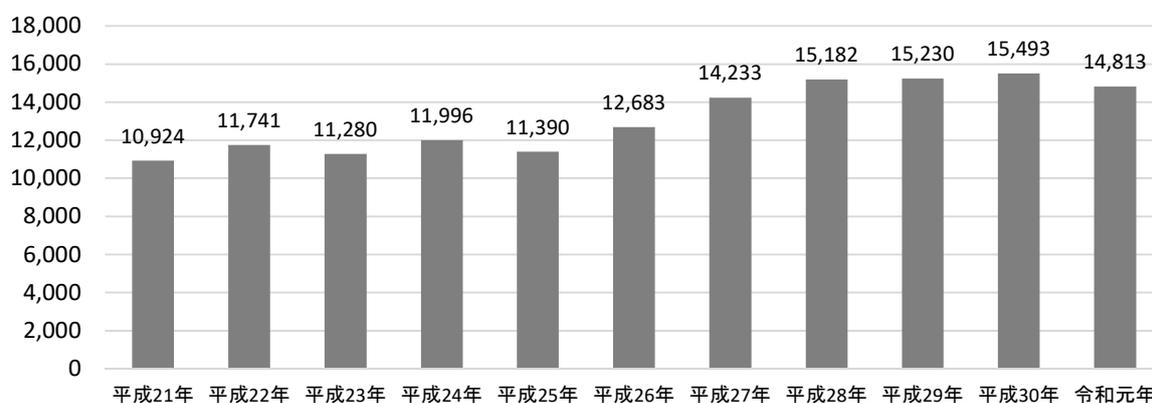
※ 認知件数は、警察において発生を認知した事件の数をいう。

## 通常第一審における勾留状発付人員・保釈許可人員・保釈率

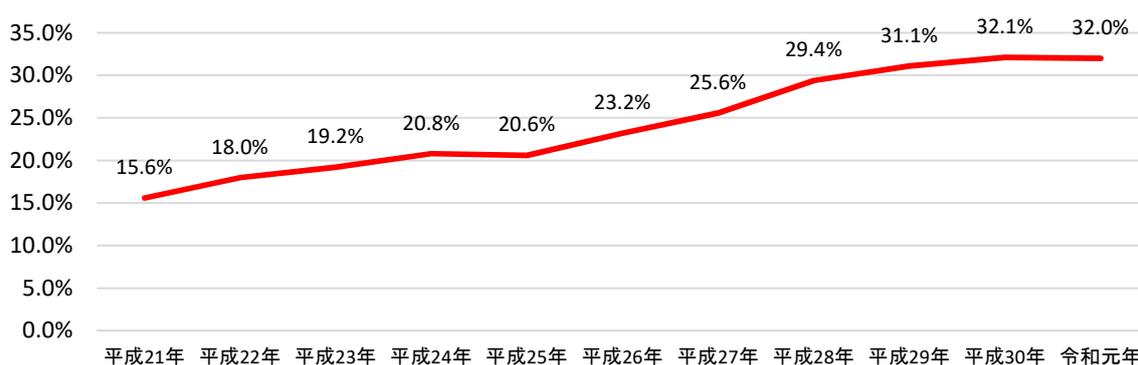
## 【勾留状が発付された被告人の人員】



## 【保釈許可人員】



## 【保釈率】



※ 配布資料4・第2表に令和元年の数値を追加したもの

※ 最高裁判所事務総局の資料に基づき、法務省刑事局が作成

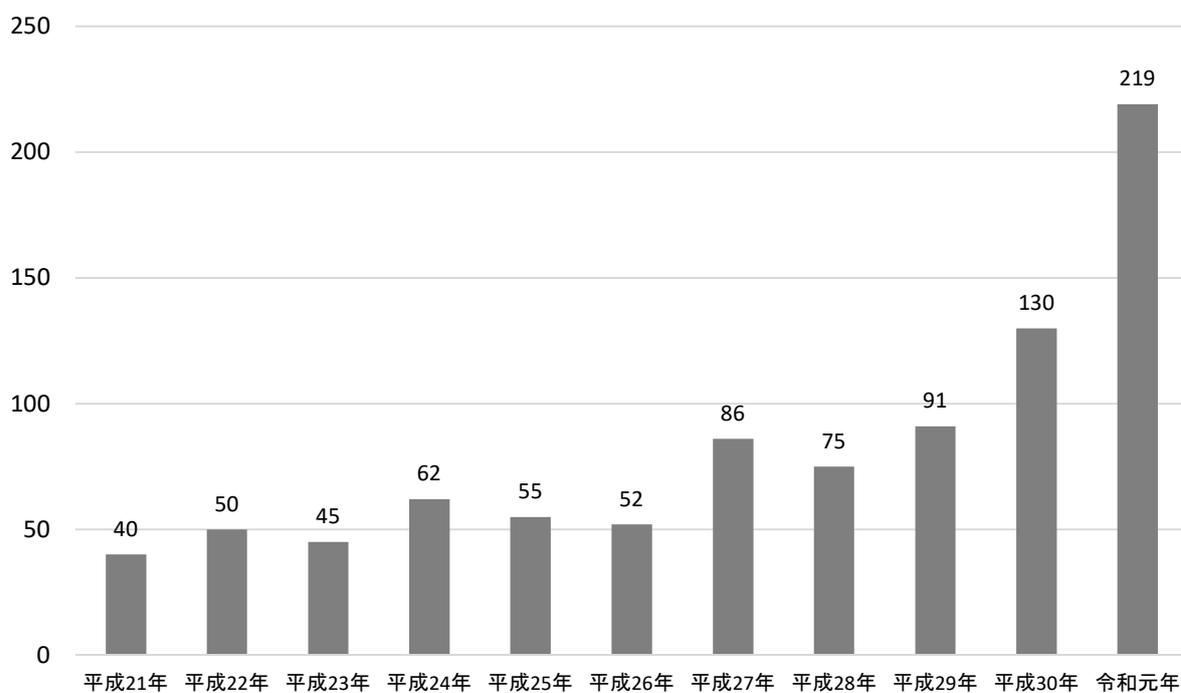
※ 勾留状が発付された被告人の人員は、通常第一審において受理時に既に勾留されていた延べ人員及び受理後、通常第一審終局前に新たに勾留状が発付された延べ人員である。

※ 保釈許可人員は、通常第一審終局前に保釈が許可された延べ人員である。

※ 保釈率は、勾留状が発付された被告人の人員に対する保釈許可人員の割合である。

## 通常第一審における保釈取消人員

(全地方・簡易裁判所)



※ 配布資料4・第3表につき平成28年、平成29年及び平成30年の数値を修正し、さらに、令和元年の数値を追加したもの

※ 最高裁判所事務総局の資料に基づき、法務省刑事局が作成

※ 通常第一審終局前に保釈が取り消された延べ人員である。